
プロジェクト リース

項目 第 86 回リース会計専門委員会で聞かれた意見

本資料の目的

1. 本資料では、第 86 回リース会計専門委員会（2019 年 5 月 20 日開催）の審議で聞かれた意見のうち、リース事業協会によるわが国リース会計基準に関するアンケート調査結果報告における質疑応答を除いた部分をまとめている。

論点に関する検討（第 408 回企業会計基準委員会資料）について聞かれた意見

（借手の費用配分のあり方について聞かれた意見）

2. 財務諸表利用者のニーズについて、格付機関だけでなく株式アナリストを含む幅広い財務諸表利用者の意見を聴取する必要があるとの企業会計基準委員会での意見に同意する。

（連結財務諸表と単体財務諸表の関係について聞かれた意見）

3. 周辺諸制度に与える影響について、影響を受け得ると想定している具体的な制度が委員により異なっていると見受けられるため、議論を進める上で、具体的な制度を明確に特定して審議を行う必要があると考える。
4. 周辺諸制度に与える影響について、会社法上の分配可能額に直接影響があることが問題なのか、税法上の減価償却における確定決算主義との関係が問題なのか、具体的な論点を明確にした上で、それらに対する解決案を議論することが必要であると考える。
5. 我が国の法制度や法解釈との関係に検討すべき点があるのであれば、慎重に検討する必要があると考える。

重要性に関する検討について聞かれた意見

6. 一般的な重要性及び例外的な取扱いともに、会計基準における取扱いについて、実務上多大な負荷が生じるため適用が困難である場合には、導入することを弾力的に検討すべきであるとするものの、現時点では、借手の費用配分の方法やリース期間等のリース会計基準の骨格が明確になっていないため、具体的な検討を進めることは難しいと考える。

7. IFRS 第 16 号とリース適用指針における取扱いの違いについて、IFRS 第 16 号においては、原資産が少額であるリース（以下「少額資産のリース」という。）は集計して開示することが求められており、財務諸表作成者は少額資産のリースの把握とリース料の集計が必要になる点が挙げられる。財務諸表利用者は当該開示情報を利用して必要に応じて調整を加えていると考えられるため、重要性の定めへの検討にあたっては、この点を考慮して検討する必要があると考える。
8. 重要性に関する定めを設けることを否定する意見はないものと考えられるものの、借手の費用配分モデルや単体財務諸表における取扱い次第で、具体的な重要性の閾値の定め方が異なると考える。リース適用指針における重要性の乏しい場合の取扱いの一つに「企業の事業内容に照らして重要性の乏しいリース取引」という条件が付されているが、当該条件は、過去の経験上、比較的機能しているのではないかと考える。
9. 一般的な重要性及び例外的な取扱いを設ける場合、データによる裏付けが必要になると考える。また、IFRS 第 16 号における、少額資産のリースの認識の例外については、リース料総額ではなく原資産の価値に注目しており、オンバランスした場合の影響額とは異なるアプローチが採られていると考えられるため、仮に同様のアプローチによる場合、IASB が結論に到った根拠を確認する必要があると考える。
10. 重要性に関する定めへの検討は、借手の費用配分のあり方と関連する論点もあるため、単独で議論することは難しいと考える。また、現行のリース適用指針では、300 万円という閾値が設定されているが、当該適用指針作成時の状況と現在の状況は異なると考えられるため、重要性の閾値を決定する際には再検討が必要であると考える。
11. 仮に米国会計基準の会計処理モデル（2 区分モデル）を採用する場合には、現行のリース適用指針における、認識したリースに関する測定方法の例外的な取扱いについては、オペレーティング・リースに関して損益計算書のみを考えた場合、例外的な取扱いではなく原則法に該当することになる点を踏まえ、仮に現行のリース会計基準等を 2 区分モデルを前提に改正するとどのようになるのか検討した方が良く考える。

以上